

令和2年7月7日

瀬戸内市議会議長
日下 敏久 様

瀬戸内市議会議員
岡 國太郎

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期 間	令和2年7月5日（日）
研修会名	地方議員研究会主催セミナー 人口減少時代の自治体議会特別講座 「地方創生とSDGs」、「議会改革と議会基本条例」
開催場所	メルパルク京都 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町 676 番地 13
研修目的・ 内容	<p>1. 「地方創生とSDGs」</p> <p>人口減少社会に対応すべく2015年4月「第5回まち・ひと・しごと創生本部」会合で首相が「地方創生元年」と宣言し、以後幾多の施策が発表され、各自治体は国の意向に即した施策を実施してきた。しかし、国の意向に振り回されただけの自治体も少なくない。大切なことは、国に言われるままではなく、自治体自体の置かれた環境の中で、地方自治法の第1条の2項に明記されている地方自治の原点である「住民の福祉の増進を図る」ということを見失うことのない施策を進めることである。また、地方創生で成果をあげた市の事例に共通していることは「無いものねだりをすることなく、あるものさがし」の視点と、優秀な担当者の継続的な任用が挙げられる。</p> <p>SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標であり、基本理念は「誰一人取り残さないこと」である。ある調査によると全国の自治体の約1/4程度の自治体がSDGsの取り組み、基本計画や総合戦略に盛り込んでいる。しかしながら具体的にSDGsを施策として取り上げなくとも、環境、福祉、人権、教育等の多岐の分野に及ぶSDGsは自治体の目指すべき「住民の福祉の増進を図る」という目的と合致していることがわかる。すなわち、SDGを目的とする施策を新たに立案するのではなく（新たな施策とすると、職員の仕事量が増大し、職員の疲弊等により、結果として行政サービスの低下というデメリットも生じるので）、自治体としては「行政の取り組みそのものがSDGsである」、「SDGsは自治体そのもの」との認識を新たにした上で、SDGsの認知度を高め、SDGsの理念を浸透させることに傾注すべきである。</p>

研修目的・
内容

2. 「議会改革と議会基本条例」

議会の使命は、「執行機関の監視機能」と「政策立案機能」を発揮することで「住民の福祉の増進を図る」ことである。

議会改革の端緒となったのは1992年に尼崎市議会のカラ出張問題であった。爾来全国の地方議会で「議会改革」が進められてきた。しかしながら、現況では「議会改革」が目的化され、ともすると議会の使命である「住民の福祉の増進」ということがなおざりにされ、「議会改革」は手段であるはずが「議会改革」そのものが目的となる傾向にあることも留意する必要がある。

議会基本条例は「地方自治の本旨に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例」と捉えることができる。

また、議会基本条例は、北海道栗山町議会が法律を介することなく、日本国憲法第94条が議会に保障した条例制定権を直接行使して制定されたものであり、議会基本条例の根拠法は日本国憲法にほかならない。なお、2019年3月現在では1741自治体中861自治体が議会基本条例を制定している。

ただし、議会基本条例の中に①議会報告会の開催による市民との意見交換、②市民の政策提言と位置づけた請願、陳情の提出者による意見陳述、③議員間の自由討議の条項が明記されていないものは意味のない「アクセサリー条例」と言わざるを得ないことにも留意しなければならない。

提言：議会基本条例に「議会の人事権の項を明記」すべきである。

地方自治法第138条第5項に「議会事務局の事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する」と明記されている。したがって議会基本条例に「議会事務局の職員の任命」との見出しを設定し、条文は「議長は議会事務局の事務局長、書記長、書記その他の職員を任免するときは、市長と協議する」と書き込む。このことで、議会事務局職員の任免については、必ず公式の場で協議されることとなり、協議の結果は議事録として明確に残ることとなるからである。

議会の法的根拠 議事機関としての議会

地方議会は憲法第93条「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と記されている。ここでいうところの「議事機関」ということは、「議事」すなわち「熟慮」や「熟議」する機関である。したがって言い換えれば「議会は『議員個人として熟慮して、議会全体として熟議する』機関である」と言える。したがって、議員個人の研鑽と思慮塾考の能力向上が求められることを自覚する必要がある。

所 感

牧瀬講師の今回の講演の冒頭では、以前受講した際と同様に、地方自治法の第1条2項に明記されている「地方自治体は、住民の福祉の増進を図る」ことを再確認することから始まったことで、改めて今回の受講の原点と自身の立ち位置を見極めることが出来た。

SDGsについては、上述した通り、「行政の取り組みそのものがSDGsである」、「SDGsは自治体そのもの」と指摘されたこと、およびSDGsの条例等を制定することが目的化し、職員の業務負担を増加させ職員を疲弊させ、結果として行政サービスの低下を招くという悪弊を生むとの端的な指摘は、得心できた。

議会改革と議会基本条例についても、議会改革が目的化する傾向にあるとの警鐘がならされたことも印象的であった。また議会基本条例について牧瀬講師は、「『欲しい』と思った機能を議会基本条例に入れていく」こと（たとえば議会事務局の人事権についての明確化等）の提言があったのも傾聴に値する意見だった。

2時間半に及ぶ各講義は広範囲に及ぶ具体的事例等を基に構成されていて、内容の質・量ともに充実していて、消化するためにはかなりのエネルギーを要するものではあったが、大いなる収穫があったと満足している。

なお、講師の牧瀬稔氏は現在、岩手県北上市、埼玉県戸田市、春日部市、愛媛県西条市等に加え、今年度から赤磐市でもアドバイザーをされているとのことであった。氏は民間機関、行政機関での勤務経験もあり、多忙の中で多くの地方自治体の実情を熟知・分析されている若手学者である。氏自身は現在、頻繁に西条市や赤磐市を訪れているとのことでもあり、その途上ならわが市にも来所いただけやすいとの感応も得ているので、議員研修の講師やアドバイザーの一人として検討に値する人材とも感じた次第である。

